

『毛詩注疏』卷第四・四之二 鄭風・緇衣篇譯注稿

高崎 駿士

『毛詩注疏(正義)』全四十卷は、唐朝初期に孔穎達(574—648)等が太宗の詔勅を奉じて編纂した『五經正義』の一つである。所謂「毛序」と前漢・毛公の傳、後漢・鄭玄(127—200)の箋を基とし、六朝以來の『詩經』學の集大成となる詳細な訓義を施した注釋書である。その内容は、『毛詩』の傳統的かつ基本的な解釋として、現代まで綿々と受け繼がれてきた。しかしながら、當時の讀まれ方や古注が意圖するところを明らかにするには個々の詩篇に對する地道な讀解が必要であり、いまなお檢討の餘地が残されているように思う。

これまでに公刊された『毛詩注疏』のまとまった譯注には、岡村繁氏の『毛詩正義譯注』(1986、中國書店)と、田中和夫氏の『毛詩注疏 譯注 小雅(一)(二)(三)』(2010—2019、白帝社)がある。兩氏の譯注はどちらも詳細かつ示唆に富む指摘が多く、『毛詩注疏』を讀み進める上で参考にさせていただいた。なお、譯出されている箇所は以下のとおり。

○岡村繁譯注

毛詩正義序、詩譜序、周南召南譜、周南關雎詁訓傳

○田中和夫譯注

(一) 小大雅譜、鹿鳴、四牡、皇皇者華、常棣

(二) 伐木、天保、采薇、出車、杕杜、魚麗、南陔、白華、華黍

(三) 南有嘉魚、南山有臺、由庚、崇丘、由儀、蓼蕭、湛露、彤弓、菁菁者莪、六月、采芑

譯注者はこれまでに「鄭風・子衿篇の解釋史—漢代から清代を中心に」(『集刊東洋學』第118號、2018)と、「鄭風溱洧篇解釋史考—漢唐詩經學から朱熹の淫詩說までを中心に—」(『東北大學中國語學文學論集』第24號、2019)の二篇の拙論で、鄭風の諸篇の解釋史の檢討を行なってきた。本稿は、こうした譯注者の檢討の一環として、まず鄭風諸篇の初めに置かれる緇衣篇の譯注を試みたものである。

凡例

○底本には足利學校秘籍叢刊(汲古書院影印本)『毛詩註疏』(以下、足利本と称す)を用い、

原文は太字で示した。

- その他、重栞宋本『毛詩注疏』附校勘記（嘉慶二十年江西南昌府學開彫）を用い、阮元の校勘記を参考に本文の一部を改め、【校勘】に注記した。なお、異體字については、特に注記せずに正字で表記した。
- 【音義】には足利本所引の陸德明『經典釋文』を引用し、北京圖書館藏宋刻本の影印と校合した。【補足】には本文に対する譯注者の注釋を示した。
- 譯文中の『 』は書名、「 」は引用部であることを示す。また、（ ）は文意を補足するために追加した箇所、[]は語の説明をした箇所である。
- 【補足】所引の諸文献は、阮元の十三經注疏本『重栞宋本十三經注疏 附校勘記』と『四部叢刊』本に收められるものはそれを用いたが、その他、『史記』（中華書局標點本）と『漢書』（中華書局標點本）を参照した。

【小序】

緇衣、美武公也。父子並爲周司徒、善於其職、國人宜之。故美其德、以明有國善善之功焉。

緇衣篇は、武公を讚美する詩篇である。父 [桓公] と子 [武公] がともに周の司徒となり、その官職をよく修め、(鄭) 國の人はそのこと [父子ともに周の司徒となったこと] を道理に適っているとした。故に彼ら父子の徳を讚美して、國を治めてすぐれた功績があることを明らかにするのである。

父、謂武公父桓公也。司徒之職掌十二教。善善者、治之有功也。鄭國之人、皆謂桓公武公居司徒之官、正得其宜。

鄭箋：「父」とは、武公の父桓公のことを言う。司徒の官職は十二の教を掌る。「善善」とは、鄭國を治めて功績が有ることを指す。鄭國の人は、桓公と武公が司徒の官職に就いたことが、まさにその道理に適い得ていると言うのである。

【音義】

緇、側基反。

緇は、側基の反。

【補足】

- 緇衣……『禮記』緇衣篇には「子曰、好賢如緇衣、惡惡如巷伯。」とあり、その鄭玄の注に「緇

衣、巷伯皆詩篇名也。……此衣緇衣者賢者也。」とある。また、『孔叢子』記義には「孔子讀詩及小雅、喟然而嘆曰……於緇衣見好賢之心至也。」とある。

○武公……姓は姫、諱は掘突。春秋前期の鄭國第二代君主。父桓公の死後、武公として即位する。武公が「司徒」となったことは、鄭風・緇衣篇の小序が述べるのみで、管見の限り『春秋左氏傳』や『史記』鄭世家にはみえない。なお、緇衣篇の毛傳には「諸侯入爲天子卿士。」とある。

『鄭譜』には「桓公從之、言然。之後三年、幽王爲犬戎所殺、桓公死之、其子武公與晉文侯定平王於東都王城。卒取史伯所云、十邑之地、右洛左濟、前華後河、食溱、洧焉。今河南新鄭是也。武公又作卿士、國人宜之、鄭之變風又作。」とあり、その孔疏に「緇衣序云、父子竝爲周司徒、則桓公之死、武公卽代爲司徒、故得輔平王以東遷。是先爲卿士、後竝十邑。但鄭先說得國之由、故云、又作卿士。其實作卿士在竝十邑之前也。序又云、善於其職、國人宜之、故美其德、是國人宜之而作變風也。」と説明されている。

○桓公……姓は姫、諱は友。春秋前期の鄭國初代君主。宣王〔周朝の第十一代王〕の母弟で、宣王から宗周の畿内咸林〔陝西の西安府華州鄭縣〕の地に封じられ、鄭の桓公となる。このことは、『漢書』地理志に「本周宣王母弟友爲周司徒、食采於宗周畿内、是爲鄭桓公。」とみえる。のち、幽王の大司徒となって、西周の人さらに東土の河洛の人を掌握したが、犬戎の難に遭って殺された。桓公が司徒となったことは、『國語』鄭語に「桓公爲司徒。」とある。また『史記』鄭世家に「史伯云、虢郟之君、貪而好利、百姓不附。今公爲司徒、民皆愛公、公誠請居之、虢郟之君見公方用事、輕分公地。公誠居之、虢郟之民皆公之民也。桓公曰、善。於是卒言於王、東徙其民於洛東、而虢郟果獻十邑、竟國之。」とある。

疏「緇衣三章、章四句」至「功焉」。

「緇衣三章、章四句」から「功焉」まで。

○正義曰、作緇衣詩者、美武公也。武公之與桓公父子皆爲周司徒之卿、而善於其卿之職、鄭國之人咸宜之。謂武公爲卿、正得其宜。諸侯有德、乃能入仕王朝。武公既爲鄭國之君、又復入作司徒。已是其善、又能善其職。此乃有國者善中之善。故作此詩、美其武公之德、以明有邦國者善善之功焉。經三章、皆是國人宜之、美其德之辭也。以明有國善善之功焉、敘其作詩之意、於經無所當也。

○正義がいう。緇衣の詩篇を作ったのは、武公を讚美するためである。武公と桓公の父子はともに周の司徒の官につき、その官職をよく修め、鄭國の人はみなそのことを道理に適っているとした。武公が司徒の官に就いたことが、まさに道理に適っていると云うのである。諸侯に徳があれば、朝廷に入仕することができる。武公はすでに鄭國の君主となって、さらに

その上朝廷に仕えて司徒となった。すでに（治國に）優れている上に、さらにその官職もよく修めたということである。これはすなわち國を治める者が優れた者の中でより優れているということの意味する。ゆえにこの詩篇を作り、その武公の徳を讚美して、國を治める者の優れた功績があることを明らかにしたのである。經文の三章は、どれも鄭國の人がそのこと〔武公が周の司徒となったこと〕を道理に適っているとして、武公の徳を讚美することばである。（ただし、小序の「以て國を有ち善善の功を明らかにす」は、その作詩の意圖を述べてはいるものの、經文に該当する箇所がない。

○箋「父謂」至「其宜」。

鄭箋の「父謂」から「其宜」まで。

○正義曰、以桓公已作司徒、武公又復爲之。子能繼父、是其美德。故兼言父子、所以盛美武公。周禮大司徒職曰、「因民常而施十有二教焉。一曰以祀禮教敬、則民不苟。二曰以陽禮教讓、則民不爭。三曰以陰禮教親、則民不怨。四曰以樂教和、則民不乖。五曰以儀辨等、則民不越。六曰以俗教安、則民不愉。七曰以刑教中、則民不暴。八曰以誓教恤、則民不怠。九曰以度教節、則民知足。十曰以世事教能、則民不失職。十有一曰以賢制爵、則民慎德。十有二曰以庸制祿、則民興功」。是司徒職掌十二教也。祀禮、謂祭祀之禮、教之恭敬、則民不苟且。陽禮、謂鄉射飲酒之禮、教之謙讓、則民不爭鬪。陰禮、謂男女婚姻之禮、教之相親、則民不怨曠。樂、謂五聲八音之樂、教之和睦、則民不乖戾。儀、謂君南面、臣北面、父坐子伏之屬、辨其等級、則民不踰越。俗、謂土地所生習、教之安存、則民不愉惰。刑、謂刑罰、教之中正、則民不殘暴。誓、謂戒勅、教之相憂、則民不懈怠。度、謂宮室衣服之制、教之節制、則民知止足。世事、謂士農工商之事、教之各能其事、則民不失業。以賢之大小、制其爵之尊卑、則民皆謹慎其德、相勸爲善。以功之多少、制其祿之數量、則民皆興立功效、自求多福。司徒之職、所掌多矣。此十二事、是教民之大者、故舉以言焉。此與淇澳國人美君有德、能仕王朝、是其一國之事、故爲風。蘇公之刺暴公、吉甫之美申伯。同寮之相刺美、乃所以刺美時王、故爲雅。作者主意有異、故所繫不同。

○正義がいう。桓公がすでに司徒の官に就いており、武公もまた司徒の官となった。子が父の後を繼ぐことができたのは、武公に優れた徳があるからである。故に「父子」と兼言するのは、武公を褒め讚えるためである。（鄭箋がいう「司徒の職は十二の教へを掌る」について）『周禮』大司徒の職には次のようにいう。「民衆の倫理道德によりつつ十二の教えを施行する。第一に祭祀の禮を用いて尊敬することを教えれば、人民はいいかげんなことをしなくなる。第二に陽禮〔鄉射飲酒の禮〕を用いて謙讓することを教えれば、人民は争わなくなる。第三に陰禮〔婚姻の禮〕を用いて親愛することを教えれば、人民は獨身でいることがなくな

る。第四に樂（禮）を用いて和睦することを教えれば、人民は背かなくなる。第五に禮儀を用いて等級を辨えさせれば、人民は（身分を）越えた行いはしなくなる。第六に（良い）習俗を用いて安住することを教えれば、人民はその場限りの行いはしなくなる。第七に刑罰を用いて中正にすることを教えれば、人民は暴れなくなる。第八に誓約を用いて敬い慎むことを教えれば、人民は怠惰にはならなくなる。第九に制度を用いて節制することを教えれば、人民は充足を知るようになる。第十に世事〔土農工商〕を用いてそれぞれの職種に秀でることを教えれば、人民は職業を失うことはなくなる。第十一に賢明さによって爵位を決めれば、人民は徳を慎むようになる。第十二に功績によって俸祿を決めれば、人民は功業を立てるようになる。」と。これは司徒の職が掌る十二の教えである。「祀禮」とは、祭祀の禮をいい、この禮を用いて恭敬にさせれば、人民はいいかげんなことをしなくなる。「陽禮」とは、郷射飲酒の禮をいい、この禮を用いて謙讓にさせれば、人民は争わなくなる。「陰禮」とは、男女婚姻の禮をいい、この禮を用いて互いに親しませれば、人民は獨身でいることがなくなる。「樂」とは、五聲八音の樂をいい、この「樂」を用いて和睦させれば、人民は背かなくなる。「儀」とは、君主が南面し、臣下が北面し、父が座り子が仰ぎ伏すような類のことをいい、それら上下高低の等級を辨えさせれば、人民は（身分を）越えた行いはしなくなる。「俗」とは、土地の習俗をいい、この習俗を用いて安んじ生活させれば、人民はその場限りの行爲や不敬な行いをしなくなる。「刑」とは、刑罰のことをいい、この刑罰を用いて中正〔偏ることなく正しく判断〕させれば、人民は残忍狂暴なことはしなくなる。「誓」とは、戒め慎ませることをいい、これを用いて互いに憂慮させれば、人民は怠慢にはならなくなる。「度」とは、宮室衣服の制度のことをいい、この制度を用いて節制させれば、人民は充足に止まることを知るようになる。「世事」とは、土農工商の事をいい、これを用いてそれぞれにその仕事をよく修めさせれば、人民は生業を失わなくなる。賢人の賢さの程度によって、彼らの爵位の尊卑を定めれば、人民はみなその徳を謹み慎重に行い、互いに努めて善行をするようになる。功績の多寡によって、彼らの俸祿の量を決めれば、人民はみな功勞を行ない、自ら多福を求めるようになる。司徒の職は、掌る役割が多い。この十二の事柄は、人民にとっての重大な教えであり、故にこれらを列挙して言うのである。この緇衣篇と衛風の淇奥篇にみえる（衛）國の人民が君主に徳が有ることを讚美し、（主君が）王朝によく仕えることとは、（それぞれ）一國の事柄（を詠ったもの）であり、故に「（國）風」とするのである。（小雅・何人斯篇では）蘇公は暴公を諷刺し、（大雅・崧高篇では）吉甫は申伯を讚美している。同僚〔同じ職責にある者〕の間で諷刺したり讚美したりすることは、つまり當時の王を諷刺讚美するための手段であり、故に「雅」とするのである。作者の主意に違いがあるので、（國風や雅といった）分類は同じではないのである。

【補足】

- 周禮……『周禮』地官・大司徒に「以土會之灋、辨五地之物生。一曰山林。……二曰川澤。……三曰丘陵。……四曰墳衍。……五曰原隰。……因此五物者民之常而施十有二教焉。一曰以祀禮教敬、則民不苟。二曰以陽禮教讓、則民不爭。三曰以陰禮教親、則民不怨。四曰以樂禮教和、則民不乖。五曰以儀辨等、則民不越。六曰以俗教安、則民不偷。七曰以刑教中、則民不誅。八曰以誓教恤、則民不怠。九曰以度教節、則民知足。十曰以世事教能、則民不失職。十有一曰以賢制爵、則民慎德。十有二曰以庸制祿、則民興功。」とある。
- 淇奥……衛風・淇奥篇の小序に「淇奥、美武公之德也。有文章、又能聽其規諫、以禮自防、故能入相於周。美而作是詩也。」とある。
- 蘇公之刺暴公……小雅・何人斯篇の小序に「何人斯、蘇公刺暴公也。暴公爲卿士而譖蘇公焉、故蘇公作是詩以絕之。」とある。
- 吉甫之美申伯……大雅・崧高篇の小序に「崧高、尹吉甫美宣王也。天下復平、能建國親諸侯、褒賞申伯焉。」とある。

【經文】第一章

緇衣之宜兮、敝予又改爲兮。 緇衣の宜しき、敝れば予れ又た改め爲らん。
緇衣が良く似合っていらっしゃる、もし破れたら私が再び改め作りましょう。

緇、黑色、卿士聽朝之正服也。改、更也。有德君子、宜世居卿士之位焉。

箋云、緇衣者、居私朝之服也。天子之朝服、皮弁服也。

毛傳：「緇」は、黒色で、卿士が朝廷に勤める際に着用する正服である。「改」は、更めるという意味である。有徳の君子は、代々の卿士の地位にいるのが適切なのである。

鄭箋：「緇衣」とは、私朝にいる時の衣服である。天子の朝服は、皮弁服である。

【音義】

○敝、本又作「弊」、符世反。朝、直遙反。下同。

○敝は、本又「弊」に作り、符世の反。朝は、直遙の反。以下同じ。

適子之館兮、還予授子之粢兮。 子の館に適き、還らば予れ子の粢を授けん。

(あなたが) あなたの公館に出勤されて、お歸りになったら私があなたのお食事を準備いたしましょう。

適、之。館、舍。粢、餐也。諸侯入爲天子卿士、受采祿。

箋云、卿士所之之館、在天子之宮^①。如今之諸廬也。自館還在采地之都、我則設餐以授之。愛之、欲飲食之。

【校勘】

①足利本は「在天子宮」に作る。校勘記に「小字本、相臺本、「宮」上有「之」字。明監本、毛本同。閩本、剗入考文一本同。案有者是也。」とあるのにしたがって改めた。

毛傳：「適」は、行くこと。「館」は、公館。「粢」は、食事という意味である。諸侯が入朝して天子の卿士となれば、采祿を受ける。

鄭箋：卿士が行く先の公館は、天子の宮中にある。今の諸廬のようなものである。（卿士が）公館から戻って采地の都にいれば、私〔經文中の「予」〕は食事を準備して卿士に差し上げ、親愛の情をもって、飲食してもらおうとするのである。

【音義】

○館、古翫反。粢、七旦反、飧也。飧、蘇尊反。廬、力於反。飲、於鳩反。食音嗣。

○館は、古翫の反。粢は、七旦の反、飧である。飧は、蘇尊の反。廬は、力於の反。飲は、於鳩の反。食の音は嗣。

疏「緇衣」至「粢兮」。

「緇衣」から「粢兮」まで。

○毛以爲、武公作卿士、服緇衣、國人美之。言武公於此緇衣之宜服之兮、言其德稱其服也。此衣若敝、我願王家又復改而爲之兮、願其常居其位、常服此服也。卿士於王宮有館舍、於畿內有采祿。言武公去鄭國、入王朝之適子卿士之館舍兮、自朝而還、我願王家授子武公以采祿兮、欲使常朝於王、常食采祿也。采祿、王之所授、衣服、王之所賜。而言予爲予授者^①、其意願王爲然、非民所能改授之也^②。

【校勘】

①足利本は「而言予爲子授者」に作る。校勘記に「閩本、明監本、毛本同。案浦鏗云「予」譌「子」、是也。」とあるのにしたがって改めた。

②足利本は「非民所能改受之也」に作る。校勘記に「閩本、明監本、毛本同。案浦鏗云「授」

譌「受」、是也。」とあるのにしたがって改めた。

毛公が考えるに、武公は卿士となって、緇衣を身に着けており、國人はそのことを讚美するのである。「武公がこうして緇衣を身に着けて良く似合っている」と言うのは、武公の徳がこの緇衣を身に着けるに適っていることを言う。「この衣がもし破れたら、わたしは朝廷がもう一度この服を作ることを願ひましょう」とは、武公が常にその地位に居續けて、常にこの服を身に着けていることを願うのである。卿士は王宮内に公館があり、畿内に采祿の地がある。言っているのは「武公さまが鄭國を去り、王朝の屬官として卿士の公館にお入りになる。(後に) 朝廷から(鄭國へ) 戻る際、わたしは王朝が武公さまに采祿を授けてくれることを願ひます」ということであり、(武公が) 常に王に朝見し、常に采祿を戴くことを望むのである。「采祿」は、王が授けるもので、「衣服」は、王が賜うものである。そうであるのに(詩篇中の「還らば予れ子の祭を授けん」では)「予」と言ひて私が(あなたに) 差し上げるとするのは、王朝がそのように配慮してくれることを願うからであつて、(実際に) 民衆がこれを改めて差し上げられるものではない。

○鄭以爲、國人愛美武公。緇衣若弊、我願爲君改作兮。自館而還、我願授君以飲食兮。愛之、願得作衣服、與之飲食也。鄭以授之以食爲民授之、則改作衣服亦民爲之也。

鄭玄が考えるに、鄭國の人は武公を親愛して讚美する。「緇衣がもし破れたら、わたし[鄭國の人]は君主[武公]のためにもう一度(緇衣を) 作ることを願ひましょう。(宮廷内の) 公館から歸られたら、わたしは君主に食事を準備することを願ひましょう」と。(人民が) 武公に親愛の情を抱くので、衣服を作り、武公に食事を準備することを願うのである。鄭玄は食事を準備することを人民が準備することだと考えているため、衣服をもう一度作ることもまた、武公のために人民がすることだと考えるのである。

○傳「緇黑」至「之位」。

○毛傳の「緇黑」から「之位」まで。

○正義曰、考工記言染法、「三入爲纁、五入爲緇、七入爲緇」。注云、「染纁者三入而成、又再染以黑則爲緇、又復再染以黑乃成緇①。」是緇爲黑色。此緇衣、卽士冠禮所云②「主人玄冠朝服、緇帶素鞞」是也。諸侯與其臣服之以日視朝、故禮通謂此服爲朝服。美武公善爲司徒、而經云「緇衣」、明緇衣、卿士所服也③。而天子與其臣皮弁以日視朝、則卿士且朝於王、服皮弁、不服緇衣。故知是卿士聽朝之正服。謂既朝於王、退適治事之館、釋皮弁而服、以聽其所朝之政也。言緇衣之宜、謂德稱其服、宜衣此衣、敝則更願王爲之、令常衣此服。以武公繼世爲卿、並

皆宜之、故言有德君子、宜世居卿士之位焉。

【校勘】

- ①足利本は「又再染以黒乃成緇」に作る。校勘記に「閩本、明監本、毛本同。案「乃」上浦鐘云脱「則爲緇又復再染以黒」九字、考周禮注是也、此以「黒」復出而脱去。」とあるのにしたがって改めた。
- ②足利本は「此緇衣卿士冠禮所云」に作る。校勘記に「閩本、明監本、毛本同。案浦鐘云「即」誤「卿」、是也。」とあるのにしたがって改めた。
- ③足利本は「周緇衣、卿士所服也」に作る。校勘記に「閩本、明監本、毛本、「周」作「則」。案所改非也。「周」當作「明」、形近之譌。」とあるのにしたがって改めた。

正義がいう。『周禮』冬官・考工記に染法について言う。「三度染めした色を纁といい、五度染めした色を緇といい、七度染めした色を緇という。」と。その鄭玄の注に、「纁に染める場合は三度染めをしてできあがり、さらに黒で二度染めれば緇となり、さらにまた黒で二度染めれば緇となる。」と言う。「緇」は黒色である。この「緇衣」は、『儀禮』士冠禮に「主人は玄冠に朝服を着て、緇帯と素鞞をつける」というものがそれである。諸侯とその臣下とは「緇衣」を身に着けて日々朝廷に参内するので、禮則では一般にこの「緇衣」を朝服とするのである。武公が司徒の官職を善く修めていることを讚美し、そして經文に「緇衣」といっており、明らかに「緇衣」は、卿士の身に着けるものであることがわかる。しかしながら天子はその臣下とともに皮弁を身に着けて日々朝廷で政務を執るので、卿士が早朝に王に朝見する場合は皮弁をかぶって、緇衣を身に着けることはしない。だからこれは卿士が朝政を聴く際の正服であることが分かる。思うにすでに王に朝見し、退いて治事の館に行き、皮弁を脱いで（緇衣を）身に着け、そうして朝政を聴くのである。（經文中に）「緇衣の宜しき」と言っているのは、思うに着ている人物の徳がその衣服に適っており、この衣を着るにふさわしいからである。もし破れれば再び王にお願いをしてその衣を作ってもらい、この衣を常に着ていただくようにしてもらおう。武公が（父の）治世を繼いで卿となり、人民はみなそのこと〔武公が周の司徒となったこと〕を道理に適っているとするので、（毛傳は）「有徳の君子、宜しく世に卿士の位に居るべきなり」と言うのである。

【補足】

- 考工記……『周禮』冬官・考工記の「鍾氏」の項に「染羽。以朱湛丹林、三月而熾之、淳而漬之。三入爲纁、五入爲緇、七入爲緇。」とあり、その鄭玄の注に「染纁者三入而成、又再染

以黑則爲緌。緌今禮俗文作爵。言如爵頭色也。又復再染以黑、乃成緌矣。鄭司農說以論語曰、君子不以紺緌飾。又曰、緌衣羔裘。爾雅曰、一染謂之緌。再染謂之窺。三染謂之纁。詩云、緌衣之宜兮。玄謂此同色耳。染布帛者、染人掌之。凡玄色者、在緌緌之間。其六入者與。」とある。

○土冠禮……『儀禮』土冠禮に「筮於廟門。主人玄冠、朝服、緌帶、素鞶、卽位於門東、西面。」とあり、その鄭玄の注に「天子與其臣、玄冕以視朔、皮弁以日視朝。諸侯與其臣、皮弁以視朔、朝服以日視朝。凡染黑五入爲緌、七入爲緌、玄則六入與。」とある。

○箋「緌衣」至「弁服」。

○鄭箋の「緌衣」から「弁服」まで。

○正義曰、退適治事之處爲私也。對在天子之庭爲公。此私朝在天子宮內、卽下句適子之館兮是也。舜典云「闢四門」者、注云「卿士之職、使爲己出政教於天下。言四門者、亦因卿士之私朝在國門。魯有東門襄仲、宋有桐門右師。是後之取法於前也」。彼言私朝者在國門、謂卿大夫夕治家事、私家之朝耳、與此不同。何則。玉藻說視朝之禮曰、「君既視朝、退適路寢。使人視大夫、大夫退、然後適小寢、釋服」。君使人視其事盡、然後休息、則知國之政教事在君所斷之、不得歸適國門私朝。明國門私朝非君朝矣。論語「冉子退朝」、注云「朝於季氏之私朝」、亦謂私家之朝、與此異也。玉藻云「天子皮弁以日視朝」、是天子之朝服皮弁、故退適諸曹服緌衣也。定本云「天子之朝、朝服皮弁服」。

正義がいう。退出して治事の館に行くのは「私」である。對して天子の庭〔朝廷〕にあることは「公」である。この（鄭箋が言う）「私朝」は天子の宮中にあり、下句の「子の館に適く」がそれである。『尚書』舜典に「四方の門を開き放つ」と言い、その鄭玄の注に「卿士の職にある者には、自分〔舜〕のために政治と教化を天下に表明させる。「四門」と言うのは、また卿士の私朝が國門（の中）にあることによる。（例えば、）魯國には東門襄仲がいて、宋國には桐門右師がいる。これらは後世において前代の法を利用した例である」と言う。それ〔舜典の鄭注〕が「私朝が國門にある」と言う（「私朝」と）は、卿大夫が夕暮れに家事を治める私家の朝であって、ここ〔緌衣篇の鄭箋〕の「私朝」とは異なる。なぜ（そう言えるの）か。

『禮記』玉藻に視朝の禮を説明して次のように言う。「君主はすでに朝廷で政務をみると、退いて路寢〔君主の正殿〕に行く。臣下に命じて大夫たちの様子を見させ、大夫たちが退出した後、小寢〔君主の居室〕に行き、朝服を脱ぐ。」と。君主は臣下に諸事が片付くのを見させて、その後に休息するので、國の政教の事柄は君主のいる場所で決定されて、（臣下はその間）國門の私朝に歸ることはできないということがわかる。國門の私朝は君朝ではないことは明らかである。『論語』子路の「冉有先生は朝廷から退いた」の鄭玄の注に「（冉有先生は）季

氏の私朝に参内していた」と言っているのも、私家の朝のことを指しており、これ〔緇衣篇の鄭箋がいう「私朝」〕とは異なる。『禮記』玉藻に「天子は皮弁を身に着けて毎朝朝廷で政務をみる」と言うのは、天子の朝服が皮弁であって、退いて諸曹に行き、(皮弁を脱いでから) 緇衣を身に着けるためである。定本には「天子の朝、朝服は皮弁服」と言う。

【補足】

- 舜典……『尚書』舜典に「月正元日、舜格于文祖、詢于四岳、闢四門、明四目、達四聰。」とある。なお、疏が引く「注云、卿士之職……」は、鄭玄の注の逸文だと思われる。清・孫星衍の『尚書今古文注疏』（中華書局、1986）では、「卿士之職、使爲己出政教於天下。言四門者、亦因卿士之私朝在國門。魯有東門襄仲、宋有桐門右師。是後之取法于前也。」までを鄭玄の注だとみなしており、本稿もそれに従った。
- 魯有東門襄仲……『左傳』僖公・二十六年の条に「東門襄仲、臧文仲、如楚乞師。」とあり、その杜預注に「襄仲居東門、故以爲氏。臧文仲爲襄仲副使、故不書。」とある。
- 宋有桐門右師……『左傳』昭公・二十五年の条に「春、叔孫婁聘于宋、桐門右師見之。」とあり、その杜預注に「右師樂大心、居桐門。」とある。
- 『周禮』夏官司馬・大司馬の項に「中夏教芟舍。如振旅之陳。羣吏撰車徒、讀書契、辨號名之用。帥以門名、縣鄙各以其名、家以號名、鄉以州名、野以邑名。百官各象其事、以辨軍之夜事。其他皆如振旅。」とあり、その鄭玄の注に「號名者、徽識、所以相別也。鄉遂之屬謂之名。家之屬謂之號。百官之屬謂之事。在國以表朝位、有軍又象其制而爲之被之、以備死事。帥謂軍將及師帥旅帥至似長也。以門名者、所被徽識、如其在門所樹者也。凡此言以也象也、皆謂其制同耳。軍將皆命卿。古者軍將蓋爲營治於國門。魯有東門襄仲、宋有桐門右師。皆上卿爲軍將者也。」とある。緇衣篇の疏はこの鄭玄の注を引用している。
- 玉藻……『禮記』玉藻に「諸侯玄端以祭、裨冕以朝、皮弁以聽朔於大廟、朝服以日視朝於內朝。朝、辨色始入。君日出而視之、退適路寢、聽政、使人視大夫、大夫退、然後適小寢、釋服。」とある。
- 論語……『論語』子路に「冉子退朝。子曰、何晏也。對曰、有政。子曰、其事也。如有政、雖不吾以、吾其與聞之。」とあり、その疏に「此章明政事之別也。冉子退朝者、時冉有臣於季氏朝廷曰退、謂罷朝於魯君也。……鄭玄以冉有臣於季氏、故以朝爲季氏之朝。」とある。
- 玉藻云……『禮記』玉藻に「天子玉藻、十有二旒、前後邃延、龍卷以祭。玄端而朝日於東門之外、聽朔於南門之外、閏月則闔門左扉、立於其中。皮弁以日視朝、遂以食、日中而餼、奏而食。」とある。
- 定本……孔穎達等『正義』編纂以前に作成された「考定本」を指す。『毛詩』大序の「所以風

天下」に附された阮元校勘記に「案正義云、「定本所以風天下、俗本風下有化字、誤也。」考文古本有、采正義。考顏師古爲太宗定五經、謂之定本、非孔穎達等作正義之本也。俗本謂當時通行之本、亦非卽作正義者、兼不專指一本。由此推之、則正義本之大概可見矣。」とある。これにより一般的には『正義』所引の「定本」とは顏師古の「考定本」だとされるが、異説として隋代初期に作成された別の「考定本」を指す可能性が指摘されている。詳しくは野間文史氏の「五經正義所引定本考」（『日本中国學會報』第37集、1985）を参照。

○傳「適之」至「采祿」。

○毛傳の「適之」から「采祿」まで。

○正義曰、釋詁云「之、適、往也」。故適得爲之。館者、人所止舍、故爲舍也。粢、餐、釋言文。郭璞曰、「今河北人呼食爲粢」、謂餐食也。諸侯入爲天子卿士、受采祿、解其授粢之意。采謂田邑、采取賦稅。祿謂賜之以穀。二者皆天子與之、以供飲食、故謂之授子粢也。

正義が言う。『爾雅』釋詁に「之、適は、往である」と言う。故に「適」は「之」と訓むことができる。「館」とは、人が宿泊する場所であるから、「舍」とも訓むのである。「粢、餐」は、『爾雅』釋言の文である。郭璞が「今の河北の人は「食」のことを「粢」と呼ぶ」と言うのは、「餐食」[食事]を言うのである。（毛傳が）「諸侯は入朝して天子の卿士となり、采祿を拜受する」と言うのは、その「授粢」の意味を説明したものである。「采」は諸侯大夫の封地のことを言い、賦税を集めることである。「祿」とは穀物を（天子から）これ[諸侯大夫]に下賜することを言う。（「采」と「祿」の）両者はどちらも天子が諸侯に與え、飲食を提供するので、そのことを（詩篇中に）「子の粢を授けん」と言っているのである。

【補足】

○釋詁云……『爾雅』釋詁に「如、適、之、嫁、徂、逝、往也。」とある。

○粢、餐……『爾雅』釋言に「粢、餐也。」とあり、その郭璞注に「今河北人呼食爲餐。」とある。

○箋「卿士」至「飲食」。

○鄭箋の「卿士」から「飲食」まで。

○正義曰、考工記說王宮之制、「內有九室、九嬪居之。外有九室、九卿朝焉」。注云「內、路寢之裏。外、路寢之表。九室如今朝堂諸曹、治事之處也。六卿三孤爲九卿」。彼言諸曹治事處。此言諸廬、正謂天子宫內、卿士各立曹司、有廬舍以治事也。言適子之館、則有所從而適也。言還授子粢、則還有所至也。既爲天子卿士、不可還歸鄭國、明是從采邑而適公館、從公館而反采

邑。故云、還在采地之都、我則設餐以授之。傳言受采祿者、以采祿解祭義也。箋言還在采地之都者、自謂迴還所至、國人授祭之處。其意與傳不同。雖在采地之都、願授之食、其授之者、謂鄭國之人、非采地之人。何則。此詩是鄭人美君、非采地之人美之。且食采之主、非邑民常君。善惡繫於天子、不得曲美鄭國君也。鄭國之人所以能遠就采地、授之食者、言愛之、願飲食之耳、非即實與之食也。易傳者、以言予者鄭人自授之食、非言天子與之祿也。飲食雖云小事、聖人以此爲禮。伐柯言王迎周公、言「我覯之子、籩豆有踐」。奉迎聖人、猶願以飲食、故小民愛君、願飲食之。

正義が言う。『周禮』考工記には王宮の制度について次のように説明する。「裏側にある九室は、九嬪が居住する。表側にある九室は、九卿が政務をおこなう。」と。その鄭玄の注に言う。「内は、路寢の裏側。外は、路寢の表側。九室は今の朝堂の諸曹が、政務を執り行う場所のようなものである。六卿三孤のことを九卿という。」と。そこ〔考工記の鄭注〕では「諸曹」「治事」の場所について言っている。ここ〔緇衣篇の鄭箋〕で「諸廬」と言うのは、まさに天子の宮内（にある建物）のことであり、卿士がそれぞれに曹司〔官署〕を設置して廬舎〔住居〕を備え、そうして政務を行うということである。「子の館に適く」と言うのは、向かい行く所があるのである。「還りて子に祭を授く」と言うのは、還り至る所があるのである。すでに天子の卿士となり、鄭國に戻るができないのであるから、明らかにこれは采邑の地から（仕官の地の）公館に行き、（そして）公館から采邑の地に歸ることを指している。故に（鄭箋は）「還りて采地の都に在れば、我れ則ち餐を設けて以て之に授く」と言うのである。毛傳が「采祿を受く」と言っているのは、「采祿」によって「祭」の意味を説明しているのである。鄭箋が「還りて采地の都に在り」と言うのは、歸ってゆく場所が、國の人が食事を準備してくれる場所であることをおのずと示している。その（鄭箋の）解釋は毛傳とは異なる。（人民は）采地の都にいて、君主に食事を準備することを願ってはいるが、その提供する人は、おそらく鄭國の人であって、采地の人ではない。どうしてか。この緇衣篇は鄭國の人が君主を讚美しているのであり、采地の人が讚美しているのではないからである。さらに食采の主人というのは、村人たちの常の主君ではない。善悪は天子によって（變わるので）、道理を曲げて鄭國の君主を讚美することはできない。鄭國の人が遠く采地にやってくる、君主に食事を準備することができるというのは、君主を思慕し、飲食してもらいたいと言っているに過ぎず、実際に君主に食事を差し上げるということではない。（鄭箋が）毛傳の解釋を變えたのは、「予」なる鄭國の人が自ら君主に食事を準備することを言っており、天子が君主に俸祿を與えることを言っているのではないからである。食事をすることは些細な事柄を言うに過ぎないものの、聖人は食事によって禮義を行うものである。豳風・伐柯篇には王が周公を迎えることを言って、「わたしがあの人に見えると、籩豆の供物がずらっと並べられている」と詠つ

ている。これは聖人を奉迎するのに、やはり飲食してもらうことを願うようなものであり、民は君主のことを思慕した時に、君主に飲食してもらうことを願うのである。

【補足】

○周禮考工記……「匠人」の項に、「内有九室、九嬪居之。外有九室、九卿朝焉。」とあり、その鄭玄の注に「内、路寢之裏也。外、路門之表也。九室、如今朝堂諸曹治事處。九嬪、掌婦學之法以教九御。六卿三孤爲九卿。」とある。

○伐柯……豳風・伐柯篇のこと。小序には「伐柯、美周公也。周大夫刺朝廷之不知也。」とあり、鄭箋は「成王既得雷雨大風之變、欲迎周公、而朝廷羣臣猶惑於管蔡之言、不知周公之聖德、疑於王迎之禮、是以刺之。」という。孔疏が引用するのは伐柯篇第二章の三、四句目である。第二章の經文と毛傳、鄭箋は以下の通り。

伐柯伐柯、其則不遠。

（毛傳）以其所願乎上交乎下、以其所願乎下事乎上、不遠求也。

箋云、則、法也。伐柯者必用柯、其大小長短近取法於柯、所謂不遠求也。王欲迎周公使還、其道亦不遠、人心足以知之。

我覯之子、籩豆有踐。

（毛傳）踐、行列貌。

箋云、覯、見也。之子、是子也。斥周公也。王欲迎周公、當以饗燕之饌行至、則歡樂以說之。

【經文】第二章

緇衣之好兮、敝予又改造兮。 緇衣の好しき、敝れば予れ又た改め造らん。

緇衣が良く似合っていらっしゃる、もし破れたら私が再び改め作りましょう。

好、猶宜也。

箋云、造、爲也。

毛傳：「好」は、「宜し」のような意味である。

鄭箋：「造」は、作るという意味である。

適子之館兮、還予授子之粢兮。 子の館に適き、還らば予れ子の粢を授けん。

（あなたが）あなたの公館に出勤されて、お歸りになったら私があなたのお食事を準備いたしましょう。

疏箋「造、爲」。

鄭箋の「造は、爲るなり」について。

○正義曰、釋言文。

○正義が言う。(鄭箋の「造は、爲るなり」とは)『爾雅』釋言の文である。

【補足】

○『爾雅』釋言に「作、造、爲也。」とある。

【經文】第三章

緇衣之蓆兮、敝予又改作兮。 緇衣の蓆なる、敝れば予れ又た改め作らん。

緇衣(を着る姿)が寛大でいらっしゃる、もし破れたら私が再び改め作りましょう。

蓆、大也。

箋云、作、爲也。

毛傳：「蓆」は、大きいという意味である。

鄭箋：「作」は、作るという意味である。

【音義】

○蓆音席、韓詩云「儲也」、說文云「廣多」。

蓆の音は席、『韓詩』に「儲なり」と言い、『說文』に「廣多なり」と言う。

【補足】

○音義が引用する「韓詩」の説は逸文。何に據るものかは不明。

○『說文』第一下・艸部に「蓆、廣多也。从艸席聲。祥易切。」とある。

適子之館兮、還予授子之粢兮。 子の館に適き、還らば予れ子の粢を授けん。

(あなたが)あなたの公館に出勤されて、お歸りになったら私があなたのお食事を準備いたしましょう。

疏傳「蓆、大」。

毛傳の「蓆、大なり」について。

○正義曰、釋詁文。言服緇衣、大得其宜也。

○正義がいう。(毛傳の「蓆、大なり」とは『爾雅』釋詁の文である。緇衣を身に着けて(いる姿が)、大いにその道理に適い得ていることを言っている。

【補足】

○『爾雅』釋詁に「弘、廓、宏、溥、介、純、夏、幠、厖、墳、嘏、丕、弈、洪、誕、戎、駿、假、京、碩、濯、訐、宇、穹、壬、路、淫、甫、景、廢、壯、冢、簡、筭、販、晷、將、業、席、大也。」とある。

緇衣三章、章四句。

緇衣篇は全三章、各章四句。